

旅客営業規則

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、三陸鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売等の事業（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社が経営する鉄道による旅客の運送等については、別に当社が公示する場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次の通りとする。

- (1)「社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。
- (2)「駅」とは旅客の取り扱いをする停車場をいう。
- (3)「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。
- (4)「乗車券類」とは、乗車券および指定席券をいう。
- (5)「旅行開始」とは、旅客が列車に乗車することをいう。

(旅客運賃・料金の前払の原則)

第 4 条 旅客運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の旅客運賃・料金を支払うものとする。

2 前項の場合において、当社が特に認めたときは、旅客運賃の支払いを後払い扱いとし、又は現金によらず小切手等の証券若しくは、口座振込等の方法により支払うことができる。

(契約成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金の支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第 6 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止することがある。

- (1) 乗車券類及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車の制限

2 前項の制限又は停止する場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取り扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

(1) 不通区間については、任意に旅行する。

(2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車等の運行が不能となった場合であっても、社において自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取り扱いをする。

(営業キロ程のは数計算方)

第8条 営業キロ程を用いて旅客運賃等を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券等に対する証明)

第10条 社において、乗車券等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあっては、元号で表示されているものであっても西暦で記載することができる。

2 旅客等は、前項の規定（後段に規定する場合を除く）による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所、相当の証印を押すものとする。

3 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載した事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が特に明示したものを除く。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

(乗車券の購入及び所持)

第 12 条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅からの乗車する場合又は係員の承諾を得、乗車券を購入しないで列車に乗車した旅客は、着駅において、相当の旅客運賃を支払うものとする。

(営業キロ程)

第 13 条 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き規則別表 1 の営業キロ程による。

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

(乗車券の種類)

第 14 条 乗車券の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通乗車券 片道乗車券
往復乗車券
- (2) 定期乗車券 通勤定期乗車券
通学定期乗車券
片道通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券 普通回数乗車券
シルバー回数乗車券
通院回数乗車券
金額式回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券
- (6) 指定席券

(割引乗車券および特別企画乗車券の発売)

第 15 条 業務上必要と認める場合は、割引の乗車券および特別企画乗車券を発売することがある。

(乗車券の発売箇所及び発売方法)

第 16 条 乗車券類は駅において、係員又は乗車券発売機により発売する。

2 駅員無配置駅から有効となる乗車券類は駅員配置駅において発売する。

3 旅客が乗車券類を所持しないで駅員無配置駅から乗車した場合は、当該列車内において発売する。

(乗車券の発売範囲)

第 17 条 乗車券は次の各号の駅から有効となるものを発売する。

- (1) 普通乗車券は、発売駅から有効となるものに限って発売する。ただし、当社において特に必要と認められた場合は、発売駅以外の駅から有効となるものを発売することがある。
- (2) 定期乗車券、回数乗車券及び団体乗車券は、発売駅及び発売駅以外の駅から有効となるものを発売する。
- (3) 連絡運輸の発売区域は、規則別表 2 の範囲とする。

(乗車券の発売日)

第 18 条 乗車券は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間開始日の 14 日前 (2 週間前の同曜日) から発売する。

(2) 団体乗車券及び貸切乗車券

運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発日の 1 ヶ月前(前月の同日)から発売する。

2 前号の規程にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券の発売時間)

第 19 条 駅において発売する乗車券の発売時間は、各駅ごとの別に定められた営業時間内とする。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第 20 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注)伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症(同法第 7 条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る)、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(通学証明書、旅客運賃割引証等の不正発行に対する取扱い)

第 21 条 通学証明書、旅客運賃割引証を発行者が使用資格者以外の者又は第 22 条の規定により割引乗車券、通学定期乗車券の発売を停止された者に対し発行したときは当社はその学校、又は施設に対して指定を取消し、又は 84 条及び 85 条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することがある。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱)

第 22 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証等、又は通学定期乗車券若しくは、通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第 26 条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出し、かつ定期乗車券購入申込書（第 25 条 3 項と同様式）に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）との相互間について 1 ヶ月、3 ヶ月または 6 ヶ月の通学定期乗車券を発売する。

- 2 通学証明書の有効期間は、発行日の日から 1 ヶ月間とする。
- 3 指定学校の学生、生徒もしくは児童が実習のため、実習場等まで通う場合で、当社が必要と認めるときは、第 1 項の規定に準じて、通学定期乗車券を発売する。
- 4 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表 契印		
No. 通 学 証 明 書		
学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・ 年齢及び性別	男 (才) 女	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	昭和 年 月 日	から
通学証明書の有効期限	昭和 年 月 日	日まで
目 録	昭和 年 月 日発行	
	学校所在地	代表者
	学校名	
	学校代表者氏名	職 印
1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む）してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職員の認印は使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本 運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

備考 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

- 5 通学証明書の有効期間は、発行日の日から 1 ヶ月間とする。

(通学片道定期乗車券)

第 27 条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との間について旅客の選択する一方向に限り 1 ヶ月、3 ヶ月または 6 ヶ月の通学片道定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第 28 条 有効開始日及び有効期間を同一とする定期乗車券は、事業所又は指定学校ごとに発売日を指定し、一括して発売することがある。

第 4 節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

第 29 条 旅客が、同一の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な 11 枚券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1 券片の区間は、片道普通乗車券を発売できるものに限る。

(シルバー回数乗車券の発売)

第 30 条 65 歳以上の旅客が、同一の各駅相互間を乗車する場合は年齢を証明できる書類を提示することにより当該区間に有効な 12 枚券片のシルバー回数乗車券を発売する。

(通院回数乗車券の発売)

第 31 条 通院している旅客が、同一の各駅相互間を乗車する場合は、通院の証明できる書類（診察券など）を提示することにより当該区間に有効な 12 枚券片の通院回数乗車券を発売する。

(金額式回数乗車券の発売)

第 32 条 100 円券 22 枚綴りの金額式回数乗車券（発売価格 2000 円）を発売できる。
金額回数乗車券は乗車区間の運賃の支払いにあてるものとする。

第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 33 条 一団となった旅客の全員が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対して団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ. 次の 1 に該当する学校等の学生等が 8 人以上と当該指定学校の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ）、付添人によって構成された団体で当該指定学校の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が 8 人未満のときであっても、この取扱いをする。

(イ) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(ロ) 児童福祉法第 39 条規定による保育所の児童及び同法第 39 条の 2 の規定による幼保連携型認定こども園の児童

ロ. イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員は旅客 1 人につき 1 人とする。

(イ) 幼稚園の園児、保育所の児童又は小学校第 3 学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障がいまたは虚弱のため、当社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された 8 人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

(団体の申込)

第 34 条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、その人員・行程・乗車すべき列車等の必要事項を団体乗車申込書に記入して提出し承認を受けなければならない。ただし口頭による受付で団体乗車申込書の提出を省略することができる。

団体申込書様式

三 陸 鉄 道 団 体 ・ 貸 切 申 込 書 (一 般 者 用)

団体利用の場合は、上記団体へ○、貸切利用の場合は、貸切に○を記入し、下記の本枠の欄に記入して下さい
臨時列車を希望の場合は、列車名の欄に臨時と記入し、希望発着時刻を記入して下さい。

ふりがな		申 込 年 月 日	
団 体 名		年 月 日	
申し込み者住所		代 表 者 名	
TEL		FAX	
乗車人員(人)	大人	子供	合計
	教職員	付添人	添乗員
		その他	合計
支払いは、当日現金払いとなります。			
月 日	列車名	区間・発・着 時刻 (臨時希望の場合は希望発・着時刻)	回答料金
		→	
		時 分	
		→	
		時 分	
		→	
		時 分	
		→	
		時 分	
<small>貸切予約の場合は、下記へ○印で記入して下さい。(南リアス線には、お座敷車はございません。又、レトロ車は1両のみ)</small>			
貸切車両種類 (貸切希望の場合に記入)	一般車 定員50名	1両 2両 3両	レトロ車 (しおさい) 定員48名
			1両 2両
			新お座敷車 (はまかぜ) 定員48名
			1両
			旧お座敷車 (しおかぜ) 定員48名
			1両
その他希望等			
三 陸 鉄 道 回 答 欄			
年 月 日 回答者 TEL 0193-62-8900			
送付先 三陸鉄道株式会社 FAX 0193-63-2611			

(団体旅客運送の予約)

第 35 条 旅客から前条の規定による団体の申込みを受けた場合は、運輸上支障がない限り、団体の引受をする。

(団体旅客申込人員は発着駅等の変更)

第 36 条 団体の引受け後、旅客の都合により申込内容を変更する場合は運輸上支障がない限りこれを承

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 37 条 旅客が次の各号の 1 に該当する旅客車を貸切の場合であって、かつ当社が貸切として運送の引き受けをしたものに対し、貸切乗車券を発売する。

(1) 普通貸切

列車又は車両を 1 両以上貸切の場合

(2) イベント貸切

2 時間以内で発駅に戻る行程で、1 両以上貸切の場合

2 特別車両（お座敷車・レトロ車）使用の場合は、特別車両料金を加算する。

（貸切旅客運送の申込）

第 38 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとするものは、あらかじめ、その人員・行程等その他運送計画に必要な事項を記載した申込書を提出して、貸切運送の申込を行うものとする。

（貸切旅客運送の予約）

第 39 条 旅客から、前条の規定による貸切予約運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 貸切については予約完了により契約が成立したものとする。

（貸切旅客運送の解約）

第 40 条 貸切旅客運送の予約完了により契約が成立したあとに、解約する場合は下記の解約料金が発生する。ただしお客様の責めに帰さない天災、事故等の場合は減免できるものとする。

7 日前から 予約貸切運賃の 30%

3 日前から 予約貸切運賃の 100%

第 7 節 座席指定券の発売

（座席指定券の発売）

第 41 条 旅客が指定席車両を利用する場合は、乗車する日、列車、駅、座席及び下車駅を指定して座席指定券を発売する。

第 3 章 旅客運賃・料金

第 1 節 通 則

（旅客運賃・料金の種類）

第 42 条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

（1）旅客運賃

- イ 普通旅客運賃 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃
通学片道定期旅客運賃
- ハ 回数旅客運賃 普通回数旅客運賃
シルバー回数旅客運賃
通院回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃
- ホ 貸切旅客運賃

(2) 座席指定料金

(消費税課税の運賃・料金)

第 43 条 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

(旅客運賃・料金の計算の原則)

第 44 条 旅客運賃・料金は、旅客が実際に乗車する発着区間の経路の順序によって計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第 45 条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、収受する。

- 大人 12 才以上の者
- 小児 6 才以上 12 才未満の者
- 幼児 1 才以上 6 才未満の者
- 乳児 1 才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の 1 に該当する場合は、これを 小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。

(2) 幼児が、乗車券を所持する 6 才以上の旅客（団体旅客を除く。）に 2 人を こえて随伴されて旅行するとき。ただし、2 人をこえた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児又は乳児が、指定座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項の場合の外、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

(小児の旅客運賃)

第 46 条 小児の普通旅客運賃又は定期旅客運賃は、次条に規定する場合を除いて大人普通旅客運賃又は大人定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10 円未満のは数を切り上げて 10 円単位とした額（以下この方法を「は数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃)

第 47 条 割引の旅客運賃は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 48 条 大人の片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) キロ程の計算方（キロ程のは数計算）

イ 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程による。

ロ 1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。

(2) 普通旅客運賃計算方

（対キロ区間制） 規則別表3のとおりとする。

（往復普通旅客運賃）

第49条 往復旅客運賃は片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

第3節 定期旅客運賃

（大人定期旅客運賃）

第50条 大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

別表第4号に定める額

(2) 大人通学定期旅客運賃

別表第4号に定める額

(3) 大人通学片道定期旅客運賃

別表第4号に定める額

2 大人3ヶ月定期旅客運賃は、1ヶ月の定期旅客運賃を3倍したものから、5分引し、は数計算した額を基本とし別表2のとおり定めるものとする。

3 大人6ヶ月定期旅客運賃は、1ヶ月の定期旅客運賃を6倍したものから、1割引し、は数計算した額を基本とし別表2のとおり定めるものとする。

第4節 回数旅客運賃

（普通回数旅客運賃）

第51条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の普通回数旅客運賃

11 券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とする。

(2) 小児の普通回数旅客運賃

11 券片綴りとし、発着区間の小児普通旅客運賃を10倍した額とする。

2 割引の回数旅客運賃は、前項各号の無割引の回数旅客運賃を基礎として、第45条第1項の割引の計算を適用した額とする。

（シルバー及び通院回数運賃）

第52条 12 券片綴りとし、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とする。

(金額式回数運賃)

第 53 条 100 円券 22 枚綴りとして 2,000 円で発売する。

第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 54 条 第 33 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 大人の場合

全行程に対する 1 人当たり大人旅客運賃から割引率により計算した割引額を差引いた額を数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

イ. 普通団体 1 割引

ロ. 学生団体 2 割引 ※イ、ロとも旅客営業部長が認めた場合、運賃の 50% を限度に割引く

(2) 小児の場合

全行程に対する 1 人当たり小児旅客運賃から前項の割引率により計算した割引額を差引いた額を数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

(3) 無賃扱人員は次のとおりとする。

普通団体で 31 人以上 50 人まで 1 人とし、51 人以上のときは 50 人までごとに 1 人を加える。ただし、31 人未満でも旅行業者の添乗員 1 人は無賃とする。

第 6 節 貸切旅客運賃・料金

(普通貸切旅客運賃)

第 55 条 第 35 条 1 号の規定により、車両の貸切の取扱をする場合は、1 両につき 40 名分の大人普通団体旅客運賃を収受する。

(普通貸切旅客運賃の最低額)

第 56 条 普通貸切旅客運賃の、貸切区間が 51.1 km に満たない場合については 50,000 円とする。

(イベント貸切旅客運賃)

第 57 条 イベント貸切運賃は 1 両につき 50,000 円とする。

(特別車両貸切料金)

第 58 条 特別車両 (お座敷車・レトロ車) を貸切の場合は 1 両につき 51.1km に満たない場合は 10,000 円、51.1km 以上は 12,000 円の特別車両貸切運賃を前項の普通貸切旅客運賃またはイベント貸切旅客運賃に加算する。

第 7 節 座席指定料金

(座席指定料金)

第 59 条 座席指定料金は、300 円とする。(大人、小児同額)

第 4 章 乗車券の効力

第 1 節 通 則

(乗車券類の使用条件)

第 60 条 乗車券類は、その券面表示事項に従って 1 回に限り使用することができる。この場合、乗車人員が記載されていない乗車券は、1 券片をもって 1 人に限るものとする。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 座席指定券は、前項の規定によるもののほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合には限り、これを使用することができる。

(効力の特例)

第 61 条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

(1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合

(2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(不乗区間に対する取扱い)

第 62 条 旅客は第 61 条 (2) により途中駅から乗車した場合、その不乗区間については乗車の請求をすることができない。

(券面表示事項が不明又は不備の乗車券類)

第 63 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券及び回数乗車券にあっては、発売駅）に差出して書換えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ旅客の申出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って当該乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。この場合手数料は収受しない。

4 前各項の規定は、券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(有効期間の起算日)

第 64 条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発売した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 65 条 小児用の乗車券は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても第 45 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱方)

第 66 条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合はこれを無効として回収する。ただし、他の乗車に使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りではない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 67 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

- イ 片道乗車券 1日とする。
- ロ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月とする。

(3) 回数乗車券 3ヶ月とする。
ただし、金額式については期限を設けない。

(4) 団体乗車券 そのつど、定める。

(5) 貸切乗車券 そのつど、定める。

(途中下車の禁止)

第 68 条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券(定期乗車券を除く)によってその券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後再び列車に乗継いで旅行することができない。ただし、乗車列車は途中駅が終点で、最近の列車に乗継いで旅行を継続する場合については下車し乗り継げるものとする。

(改氏名の場合の定期乗車券の書換)

第 69 条 定期乗車券を使用する旅客が氏名を改めた場合は、これを発売駅に差し出してその氏名の書換えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 70 条 乗車券(回数乗車券については、その使用券)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が前条の規定により途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第 118 条の規定による手回り品の点検に応じないため、前途の乗車を拒絶したとき。
- (3) 鉄道営業法第 42 条の規定により、車外又は鉄道地外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 71 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 障害者手帳、又は旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券を当該障害者手帳又は割引証に記載する記名人以外の者が使用したとき。

- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) 第 23 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 資格等を偽って発行された証明書等で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 各種障害者手帳又は証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
 - (10) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 65 条に規定する小児用乗車券類効力の特例の場合を除く。
 - (11) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
 - (12) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 72 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。ただし、持参人式定期乗車券は除くものとする。
 - (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
 - (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
 - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
 - (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用してその各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
 - (7) 通学定期乗車券又は割引の定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期乗車券又は割引の定期乗車券を使用する旅客が、証明書を携帯していないとき。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

2 前項の証明書等は係員から請求があったときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

(座席指定券の効力)

第 77 条 座席指定券を所持する旅客は、その指定された列車、旅客車若しくは座席にに限って乗車することができる。

第 5 章 乗車券の様式

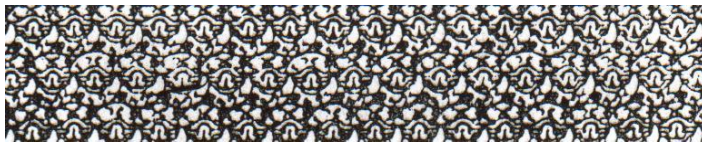
第 1 節 通 則

(乗車券の表示事項)

第 78 条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間（経路の表示を必要とするものは、その経路）
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 乗車券類の表面に次に掲げる字模様を印刷する。



(この章に規定する乗車券の様式の変更又は補足等)

第 79 条 この章に規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、不足する事項又は印刷する事項を記入式としたものにあつては、発売の際、印章を押し又は記載する等の方法によって補う。

2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めることにより変更することがある。

- (1) 前条第 1 項に規定する表示事項
 - イ 表示事項の一部の裏面表示
 - ロ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - イ 乗車券の寸法の変更
 - ロ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ハ 表示事項の一部の省略又は追加

3 乗車券類の様式で、大人・小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。

第 2 節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第 80 条 普通乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 常備片道乗車券の様式
大人、小児、身障者用
別表第5号の1のとおり
- (2) 常備往復乗車券の様式
別表第5号の2のとおり
- (3) 乗車券類発売機用
別表第5号の3のとおり
- (4) 特別補充券（駅名式）
別表第5号の4のとおり
- (5) 出札補充券（駅及び車内用）
別表第5号の5のとおり

第 3 節 定期乗車券の様式

（定期乗車券の様式）

第81条 通勤定期乗車券（補充式）の様式は、別表第5号の6のとおりとする。

2 通学定期乗車券の様式（常備および補充）は、別表第5号の7のとおりとする。

3 通学片道定期乗車券の様式（補充式）は、別表第5号8のとおりとする。

第 4 節 回数乗車券の様式

（回数乗車券の様式）

第82条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 普通回数乗車券（常備及び補充式） 別表5号9のとおり
- (2) シルバー回数乗車券（補充式）の様式 別表第5号10のとおりとする。
- (3) 通院回数乗車券（補充式）の様式 別表第5号11のとおりとする。
- (4) 金額式回数乗車券 別表第5号12のとおりとする。

第 5 節 団体乗車券の様式

（団体乗車券の様式）

第83条 団体乗車券の様式は、別表第5号13のとおりとする。

第 6 節 貸切乗車券の様式

（貸切乗車券の様式）

第84条 貸切乗車券の様式は、前条に規定する団体用乗車券の様式の団体の字を貸切と訂正したものと
する。

第 7 節 座席指定券の様式

(座席指定券の様式)

第 85 条 座席指定券の様式は、別表第 5 号 1 4 のとおりとする。

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

(乗車券の改札)

第 86 条 乗車券類の改札は、乗降の際に駅または列車内で行うことがある。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

(乗車券の引渡し)

第 87 条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となったとき又は その乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を社に引渡すものとする。

第 2 節 乗車券の引渡し

(普通乗車券の引渡し)

第 88 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引渡すものとする。

(定期乗車券の引渡し)

第 89 条 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了したときは、直ちに、これを係員に引渡すものとする。

(回数乗車券引渡し)

第 90 条 回数乗車券を使用する旅客の引渡しについては、第 88 条の規定を準用する。

(団体乗車券の引渡し)

第 91 条 団体旅客の引率者は、旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第 92 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、有人駅において行なう。

(払いもどし請求権行使の期限)

第 93 条 旅客は、旅客運賃について、払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1ヶ年を経過したときは、これを請求することができない。

(払いもどしをする場合の限度額)

第 94 条 旅客から旅客運賃の払いもどしの請求があった場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 95 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について、払いもどしの取扱をうけた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 款 通 則

(別途乗車)

第 96 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望する通りの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱をしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合、又は当該駅から折り返して 原乗車券類の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

(乗車変更の種類)

第 97 条 旅客が、その所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、当社が取り扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 区間変更

(2) 団体乗車変更

第 2 款 区間変更

(区間変更)

第 98 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更(この変更を「区間変更」という。)することができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 普通乗車券

イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が割引普通乗車券(学生割引普通乗車券を除く。)であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

- ① 前項第 1 号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。
- ② 前項第 2 号及び第 3 号に規定する場合は、変更区間(変更区間が 2 区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ。)に対する普通旅客運賃と、原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し過剰額は払いもどしをしない。

ロ イの場合において、原乗車券(学生割引普通乗車券を除く。)の三陸鉄道区間発着の片道の普通乗車券で区間変更の取扱いをするときは、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であってその割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

二 JR 連絡乗車券の取扱いは JR 連絡運輸規則によるものとする。

第 3 款 団体乗車変更

(団体乗車変更)

第 99 条 使用開始後の団体乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、乗車券面に表示された着駅をこえた着駅に、1 回に限って区間の変更をすることができる。ただし、この変更は、運送上の支障がない場合に限り取り扱う。

2 団体乗車変更の取扱いをする場合は、変更後の実際乗車区間に対する団体旅客運賃から既収団体旅客運賃を差し引いた額及び手数料 220 円を収受する。

第 3 節 旅客の特殊取扱

第 1 款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する乗車券・増運賃の収受)

第 100 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅から区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 第 71 条及び第 72 条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む。)で乗車したとき。
- (3) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が、第 71 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各回数乗車券については各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から収受する。この場合、使用済みの券片(使用済みの券片数の異なるときは、使用済み券片数の少い方の券片)に対して 1 券片ごとに、1 回ずつ乗車したものとして計算する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃をその団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 71 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第 101 条 第 72 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合(同条第 2 項において準用する場合を含む。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とあわせて収受する。

- (1) 第 72 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日(第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日)から同項第 7 号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売の日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して、券面に表示された区間、同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間を毎日 1 往復(又は 2 回)ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 第 72 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 第 72 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第 102 条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から、乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第 2 款 乗車券の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第 103 条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第 82 条又は前条の規定による旅客運賃及び増運賃を収受し、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。また、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。

ただし、定期乗車券、回数乗車券を使用する旅客は、この限りではない。

3 第 1 項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券を紛失した場合に準用する。

(団体乗車券または貸切乗車券紛失の場合の再交付の取扱)

第 104 条 旅客が、団体乗車券または貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 103 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券類について既にその旅客運賃・料金の払戻しをしている場合を除く。

2 前項の場合、手数料は収受しない。

(再収受した旅客運賃の払いもどし)

第 105 条 第 103 条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃をしはらった旅客は紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券 1 枚につき手数料 220 円を支払い、その旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して 1 ヶ年を 経過したときは、これを請求することができない。

第 3 款 任意による旅行のとりやめ

(旅行開始前の普通旅客運賃の払いもどし)

第 106 条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券が改札前で、かつ有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

(使用開始前の定期旅客運賃、又は回数旅客運賃の払いもどし)

第 107 条 旅客は有効期間の開始日前の定期乗車券又は使用開始前の回数乗車券が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期乗車券については 1 枚につき 220 円、回数乗車券にあっては、1 冊につき 220

円を支払うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし)

第 108 条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までに、これを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃の払いもどしをすることがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第 109 条 普通乗車券、貸切乗車券又は団体乗車券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(不乗区間等に対する旅客運賃の払いもどし)

第 110 条 旅客は、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間については、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(使用開始後の回数旅客運賃の払いもどし)

第 111 条 旅客は回数乗車券（金額式を除く）の使用を開始した後、その回数乗車券の一部券片が不要になった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片を乗じて算出した旅客運賃額を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は券片数にかかわらず手数料として 220 円を支払うものとする。

(使用開始後の定期旅客運賃の払いもどし)

第 112 条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1 ヶ月未満の経過日数は 1 ヶ月として計算する。

3 第 1 項の定期乗車券の経過日数に相当する定期旅客運賃は、次の各号による。

(1) 使用経過月数が 1 ヶ月又は 3 ヶ月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。

(2) 使用経過月数が 2 ヶ月のときは、1 ヶ月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額。

(3) 使用経過月数が 4 ヶ月のときは、3 ヶ月と 1 ヶ月に相当する定期旅客運賃の合算額。

(4) 使用経過月数が 5 ヶ月のときは、3 ヶ月と 1 ヶ月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

4 使用開始から 1 週間以内の場合に限り使用経過日数分の普通往復旅客運賃（定期券面区間）と乗車券 1 枚につき手数料 220 円を差引いて払いもどすことができる。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどしの特例)

第 113 条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する 場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、すでに 支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の 払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 旅客は、前項の規定により旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

3 定期乗車券、回数乗車券又は団体乗車券を使用する旅客は、第 1 項の請求をすることができない。

(普通旅客運賃の払いもどしの特例)

第 114 条 普通乗車券を所持する旅客が、当日の最終の列車に乗りおくれた場合は、旅客運賃の払いもどしを請求をすることができる。この場合は翌日の乗車券に乗車変更または手数料 220 円を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第 4 款 運行不能

(列車の運転不能の場合の取扱い)

第 115 条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に列車が運行不能となった場合は、次の各号に定める取扱いのうち、いずれか 1 つを選択のうえ当社に請求することができる。

(1) 普通乗車券及び団体乗車券を使用する旅客。

イ 第 116 条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払いもどし。

ロ 第 117 条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし。

(2) 定期乗車券を使用する旅客。

第 119 条に規定する有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし。

(3) 回数乗車券を所持する旅客。

イ 第 117 条に規定する無賃送還の取扱い。

ロ 第 119 条に規定する有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし。

2 旅客は、旅行開始後に第 1 項本文に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って支払った旅客運賃の払いもどしを 請求することができる。

(旅行中止による払いもどしの特例)

第 116 条 前条第 1 項第 1 号の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払いもどしの請求をした場合は、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、当該割引の旅客運賃によって計算する。

(無賃送還の取扱い及び旅客運賃の払いもどし)

第 117 条 第 115 条第 1 項の規定により旅客が無賃送還の取扱いを請求した場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券面に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、乗車券面に表示された発駅に向けて出発する最近の列車による。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の規定により普通乗車券又は団体乗車券を所持する旅客について無賃送還を行なった場合は、次の各号に定めるところにより旅客運賃及び料金の払いもどしをする。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既収旅客運賃の全額。
- (2) 乗車券面に表示された発駅に至る途中駅で旅客の任意により下車したときは、次による。
 - イ 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃。
 - ロ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃。

3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(旅客運賃の払いもどし駅)

第 118 条 第 116 条又は前条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けようとする 旅客は、次の各号に定める駅（無人駅の場合は最寄りの有人駅）で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

(定期乗車券若しくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第 119 条 旅客は、第 115 条第 2 項の規定により定期乗車券若しくは回数乗車券の 有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしをする場合は、列車が運行休止のため、引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2 区間以上ある場合は、その区間の営業キロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第 27 条第 2 項の規定によりは数となる日数を附加して発売したものにあっては、当該日数を加えた日数）で除し、その 1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた日割額、休止日数を乗じ、は数計算した額。

- イ 有効期間が 1 ヶ月のものにあつては、30 日
- ロ 有効期間が 3 ヶ月のものにあつては、90 日
- ハ 有効期間が 6 ヶ月のものにあつては、180 日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片で除しては数計算した額

第 5 款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第 120 条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱をする。

2 前項の取扱をする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。ただし、旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

第 121 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由がやむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱をする。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第 8 章 入 場 券

(入場券の発売)

第 122 条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については第 35 条第 1 項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小 児（大人及び小児が、2人をこえる幼児を随伴するときは、そのこえる幼児については、小児とみなす。）

(入場券の料金)

第 123 条 入場券の料金は 1 枚について大人 150 円、小児 80 円とする。

(入場券の効力)

第 124 条 入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではない。

(入場券が無効となる場合)

第 125 条 入場券は次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。

- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第 126 条 入場券の様式は、別表第 5 号 1 5 のとおりとする。

(入場券の改札及び引渡し)

第 127 条 入場券は、入場の際に係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。 その効力を失った場合もまた同じ。

(無札入場者)

第 128 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は 第 125 条 第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 123 条の規定による入場料金を収受する。

(入場券の払いもどし)

第 129 条 第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場料金の払いもどしをする。

2 前項による場合のほか入場料金の払いもどしはしない。

第 9 章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 130 条 旅客は第 131 条又は第 132 条に規定することにより、その携帯する物品を手回り品として持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 規則別表第 4 号に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用しておそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）。
- (3) 死体
- (4) 動物（小数量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 129 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 130 条第 1 項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く）
- (5) 不潔又は臭気のため他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (6) 車両を破損させるおそれのあるもの。

2 旅客が手回り品中に危険品を収納している疑があるときは、その旅客の立ち会い求め、手回り品の内容を点検することがある。

- 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(無料手回り品)

第 131 条 旅客は、第 132 条に規定する以外の携行できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる時に限り、3 辺の最大の和が 250 cm 以内のもので、その最大重量が 30 kg 以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 m を超える物品は車内に 持ち込むことができない。

- 2 旅客は、前項に規定する制限内で、自転車及びサーフボードについては、次の各号に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収容したもの、又は折畳み式自転車であつて、折畳んで専用の袋に収納したもの。

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

- 3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号 1 に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック等は個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び手回り品の料金)

第 132 条 旅客は、次の物品は、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣・へびの類を除く。）で 次に掲げるもので会社の承諾を受け手回り品を支払って車内に持ち込むことができる。

ア 長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が 90 センチメートル程度の容器に収容したもので、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

イ 容器に収容した重量が 10 キログラム以内のもの。

- (2) 混雑しない列車に限り会社が認めた場合、袋に収納しない自転車を車内に持ち込むことができる。

- 2 手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに 1 個について 290 円とする。

(手回り品切符)

第 133 条 前条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対して手回り品切符を交付する。手回り品切符は出札補充券または特別補充券（駅名式）を使用するものとする。

(手回り品切符の効力)

第 134 条 手回り品切符は表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持込むことに限って有効とする。ただし途中下車したときは、その効力を失う。

2 手回り品切符は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 135 条 旅客が、第 130 条第 1 項ただし書の規定による車内に持込むことができない物品又は第 131 条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、次の各号により普通旅客運賃に相当する額と増運賃を収受する。

(1) 第 130 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき当該物品 1 個ごとの重量によって計算した相当普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあたっては次に定める増運賃をあわせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量(容器及び荷造りの重量を含む。)のみについて計算する。

ア 火薬類 1 k g について 1,000 円

イ その他の危険品 1 k g について 300 円

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき車内に持ち込んだ物品の個数に計算した相当普通旅客運賃及びその 2 倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り運賃を免れる意思が明らかであるときに限って収受する。

(旅客運賃の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 136 条 旅客運賃を伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該区間の運送区間について、普通旅客運賃とその 2 倍の増運賃を収受する。

(手回り品の保管)

第 137 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

第 10 章 遺失物の回送

(遺失物の回送)

第 138 条 遺失物の回送は社線内のみ遺失者の請求により適宜列車で回送することができる。